さくら通信7月号

2010年7月 No.67

発行 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号 さくら税理士法人 さくら社会保険労務士法人 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

上海蘇州の旅

飛翔会という勉強会があるが、その仲間2人の現地子会社が上海と蘇州にある。そこを会員7人と3泊4日の日程で訪問した。8年前も同様の訪問をしている。その間に現地子会社は見事に成長しており、激励のつもりが反対に元気を貰う旅となった。現地の急速な発展ぶりにも驚嘆した。日本が間も無く中国に追い抜かれるという報道の正しさを実感することとなった。最後に上海万博にも入場したが、驚くほどの人の波と暑さに疲労困憊した。 (竹内)

税務調査(任意調査)について ⑤ ~仕入、外注費の調査手法~

仕入、外注費を架空あるいは水増し計上する場合は、支払先と通謀していることが通常です。 例えば、仕入、外注先から架空分を上乗せした請求書を送ってもらい、一旦、その金額で支払った 後、差額をキックバックしてもらう様な手口です。

下請企業等、立場の弱い企業は大口の得意先からの誘いを断ることができず、渋々従うのでしょう。この場合、下請け先企業の売上は架空分を加えた水増し金額が計上される半面、売上先にキックバックする金額については、表立って経費にすることはできません。そこで、それに見合う額の架空の領収証を作成するような例もあるようです。

税務調査でこうした架空領収証が発覚した場合でも、今後の取引を考えると、真実のキックバック 先について明かすことができず、下請け先が使途不明金として重い税負担を引受けざるを得ないケースも多いようです。

こうした不正は、会社自身が行うケースもありますが、例えば、会社の購買部長のような立場の人が仕入先に強要し、会社のお金を横領するようなケースもあります。キックバックのお金を、会社でなく、購買部長等の個人口座に振り込ませるような場合です。

税務調査で、こうした横領行為が発覚した場合、たとえ社長が知らなくとも、会社自身がキックバック金の除外という脱税行為をしたとの取り扱いを受けますので注意が必要です。

(大寺)



研修会・懇親会のご案内



今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。 職員一同、皆様のご参加を心よりお待ち致しております。

日 時 平成22年9月3日(金)

場所阿波観光ホテル

研修会 14:30~17:45

懇親会 18:00~20:00



7月は、社会保険の算定基礎届の提出月です。

7月12日提出期限

6月の中旬頃、社会保険事務所より算定基礎届の用紙が送られてきております。 再度、郵便物のご確認をお願いいたします。

算定基礎届とは?

年に1回、社会保険料の見直しをするため、4月から6月の3ヵ月間に支給された報酬の平均額を 算出し、その額を基準に標準報酬月額を決定される届出書類のことです。 (支払基礎日数が17日以上)

対象者

算定基礎届の対象となる者は、7月1日現在の被保険者です。 ただし、以下の方については、対象外です。

- ・6月1日以降に被保険者の資格を取得した者
- ・7月以降に標準報酬の随時改定(月額変更)が行われる者

パートタイマー等の算定基礎届について

パートタイマー等については以下の要件を満たす対象者については社会保険に加入し、算定基礎届 (支払基礎日数が3ヵ月いずれも17日未満の場合は、15日以上)を提出します。

- ・1日の所定労働時間数が、正社員の4分の3以上の人
- ・1ヵ月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上の人

(宮本)

7月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届 <概算保険料 160 万円未満:請負金額 19,000 万円未満の工事>(労働基準監督署) 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日 現在 > (社会保険事務所または健康保険組 合) 労働保険料概算・確定申告書の提出 (労働基準監督署) 労働保険料の納付(郵便局または銀行) 労災保険一括事業報告書提出 (労働基準監督署) 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出 < 7月11日 < 8月20日 > (労働基準監督署)

身障者·高齢者·外国人雇用状況報告書提出 (公共職業安定所) 15日

労働者死傷病報告書の提出 < 休業4日未満4月~6月分>(労働基準監督署) 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用)状況報告書提出(社会保険事務所また は健康保険組合、公共職業安定所) 31 日

T/

女 拉

M 4

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を 有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者) 現況届 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

全国安全週間(1日~7日) 勤労青少年の日(第3土曜日)

7月の税務

- 1
- 2
- 所得税の予定納税額の納付(第1期分) 納期限・・・8月2日 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限・・・7月15日 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付 対別限・・・7月中において市町村の条例で 定める日 3
- 定める日 定める日 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納付 納期限・・・7月12日 (6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの徴収分を7月12日まで に納付) 5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法 人事業所税)・法人住民税> 申告期限・・・8月2日 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間 短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限・・・8月2日
- 5

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 注申告
 消費税・地方消費税>
 申告期限・・・8月2日
 11月決算法人の中間申告<<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>・・・半期分申告期限・・・8月2日消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
 <消費税・地方消費税>
 申告期限・・・8月2日消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
 (3月決算法人は2ヵ月分)

 <消費税・地方消費税>
 申告期限・・・8月2日

税理士法施行 59 周年 昭和 26 年6月 15 日公布 昭和 26 年7月 15 日施行

生命保険を利用した相続対策

例えば、相続財産が不動産だけで納税資金があまりないのに相続税を納付しなければならない場合でも、被相続人が生命保険に加入し受取人を相続人にしておけば、死亡保険金が入ってきますので、不動産を売却することなく相続税を支払うことができます。生命保険は納税資金対策として有効です。

また、非課税限度額(500万円に法定相続人の数を乗じた金額)までは相続税がかからないことになりますので、一時払終身保険に入れば預金として持っておくよりも相続財産を減らすこととなります。

また、生命保険は**連産分割におけるトラブルの回避**にも利用することができます。生命保険は契約時に保険受取人を指定できます。例えば、相続財産が自宅のみといったケースでは、長男に自宅を相続させるかわりに、他家へ嫁いだ姉や妹を受取人とする生命保険に加入しておくと争いを防げるかもしれません。もし争族となってしまった場合には、預金や不動産の遺産分割が大幅に遅れて相続税の納付が困難となりますが、こんな場合にも受取人を指定した生命保険に加入しておくと、保険金は速やかに受取人の口座に振り込まれますので、相続人が相続税をいったん納付することができます。

生命保険について詳しくお知りになりたい方は、当社の担当者またはリスクマネージメント係におたずねください。 (坂田)

《医療係》

AED(自動体外式除細動器)

もうすぐ海開きですね。海に入る前は準備運動をしっかりしないと心臓に負担をかける場合がありますので注意が必要です。それでも、もし近くで心臓発作により倒れている人がいたら、あなたは助けることはできますか?

日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が監修する「救急蘇生法の指針」が平成18年7月に改訂・発表されました。この指針では、一次救命処置(心肺蘇生・AED・気道異物除去)が簡略化され、誰もがより実施しやすい手順が示されています。

AED は最近、病院や学校に限らず、ショッピングセンターなどにも設置されており、身近なものとなってきています。しかし、どれだけの人が使いこなせるでしょうか?当社職員は消防署職員の指導のもと、AED の使い方を学び、事務所入り口にも設置しています。

万が一に備えて、皆さんも AED の設置場所を事前に確認しておき、使い方を学んでみてはいかがでしょうか?

(後藤)



ED

中小企業の会計に関する指針

今年の4月26日、「中小企業の会計に関する指針(平成22年度版)」が公表されました。

金融商品取引法の適用を受ける(上場会社等)、あるいは会計監査人の監査を受ける会社は、「一般に公正妥当と認められる会計基準」等、厳密な基準に則って財務諸表を作成する義務が課せられていますし、対応できるだけの人的・資金的余裕が存在します。

一方、中小企業(上記以外の企業)は従うべき会計基準が明確化されておらず、かつ、厳密な基準に従う余裕も(一般的には)存在しません。その結果、各々の中小企業が採用している会計基準のレベルに差異が発生し、企業間の比較が難しくなっていました。

そこで平成17年、「中小企業の会計に関する指針」(以下、「指針」)が公表され、中小企業が財務諸表を作成するに当たり、準拠することが望ましい会計処理や注記が明らかにされました。それ以降は、各々の中小企業が採用している会計基準のレベルに差異が発生しないはずですが、指針はあくまでも準拠することが「推奨」されているに過ぎません・・・。

但し、「指針に準拠していること」を会計事務所が確認 すれば、金融機関からの借り入れが有利になるケースも あります。ですから我々も「推奨」させて頂いている次第 です。

(渡邊)

《建設係》

経営事項審査における注意点等について

10月決算の建設業者から経営事項審査が5月より開始されました。

そこで、経営事項審査で不備による保留の多いケースについて、県の資料を参考に書き出してみましたので、ご参考にして下さい。

<添付漏れのケース>

実務経験証明書に記載する必要証明期間が不足し ている

機械・運搬具及び工具器具・備品調書における減 価償却後の残存価格の合計が、貸借対照表の固定 資産額と合致していない

納税証明書の年度が過年度分であったり、未納の 場合がある

提出書類B(ホッチキス留めして提出)及び封筒 (角2サイズ)の添付漏れ

<提示書類の持参忘れのケース>

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通 知書の原本で直近3年分

75歳以上の人に関する書類(出勤簿、賃金台帳、 後期高齢者被保険者証など)

<技術者台帳の記載漏れのケース>

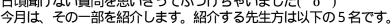
請負金額200万円以上(税込)の記載漏れ 民間元請工事以外の確認印がもらえていない

(待田)

ついに、役職員紹介も、最終段階となりました。

今月は・・・私たち職員を優しく、時には厳しく(!?)指導してくれている先生方の紹介です。

日頃聞けない質問を思いきってぶつけちゃいました(°o°)





(平野)

さくら税理士法人

竹内 洋一(公認会計士・税理士) 大寺 健司(公認会計士・税理士)

Q1.血液型は?

木村義 A型

木村喜 ΑΨ

Α型 竹内洋

竹内政 ΑΨ

大 寺 A型

Q2.. 長所はどこだと思いますか?

木村義 人とのおつきあいがスムーズにいく事

可愛い笑顔作りとあいさつの仕方の研究

難儀にあってもへこたれない 木村喜

竹内洋 前向きで闘争心がある

竹内政 ポジティブ

大寺 運がい事、怒りが持続しないこと

Q3.短所はどこだと思いますか?

自分の意に沿わない事への解消のおくれ 木村義

早合点 木村喜

竹内洋 家庭ではダメ夫

竹内政 夢中になるもの(趣味等)がコロコロ

変わる

割に頑固、そのくせ飽き性なところ 大 寺

Q4.趣味は何ですか?

木村義 作文、カラオケ

文学『古典(万葉集暗誦) 短歌・詩 木村喜

随筆(現徳島ペンクラブ副会長) 』

歌舞伎、旅行、サウナ 竹内洋

竹内政 今は、サッカー観戦と眠ること

大寺 座禅、ゴルフ(練習中)



当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しており ます。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。 万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負 いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら社会保険労務士法人

木村 義次(社会保険労務士・中小企業診断士) 喜美子(社会保険労務士)

竹内 政代 (社会保険労務士)

Q5. 特技は何ですか?

木村義 講演、営業

木村喜 編み物・ちぎり絵(共に知事賞受賞)

竹内洋 失敗してもすぐ立ち直れる

竹内政 どこででも眠る事

大 寺

Q6. 好きな芸能人誰ですか?

里見 浩太郎、藤森 かおり 木村義

布施 明 木村喜

竹内洋 吉永 小百合

『タケウチ タクヤ』(歌手)息子です。 竹内政

7月30日(金)19時頃、吉野川フェスティバル出演

大寺 最近、懐メロ番組を観て、

沢田研二カッコイイと思いました。

Q7. 好きな歌はありますか?

北国の春、王将、黒田節、せきぞろは鯉さん 木村義

木村喜 霧の摩周湖

島崎藤村の千曲川旅情の歌

竹内洋 おふくろさん

タケウチ タクヤの 💝 幸せの四つ葉」 🕷 竹内政

長渕剛 「シャボン玉」 大 寺

Q8. 好きな食べ物は何ですか?

木村義 牛肉

木村喜 果物

竹内洋 カレーライス

竹内政 豆かん(和甘味)

大 寺 カキフライ

> さくら税理士法人 さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号 ホ−ムページアドレス : http://www.skr39.co.jp/

メールアト゛レス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556 FAX: 088-654-1181